

令和6年度応急手当普及員 再講習会のご案内

令和6年2月1日作成



応急手当普及員 再講習とは？

すでに横須賀市消防局で認定されている応急手当普及員の方が、認定日から**3年**を経過するときに受講する講習会を、応急手当普及員再講習といいます。

応急手当普及員再講習を受けずに、認定日から**3年**を経過すると失効となってしまいます。

応急手当普及員再講習を受講するには？

この講習会は**応急手当普及員の認定がある方のみが対象**となり、**認定を受けていない方は受講することができません**。横須賀市消防局で認定をしている応急手当普及員の方に対して、3年が経過する年度初めに消防局から文書でご案内を送付いたします。また、応急手当普及員の認定がある方も、3年が経過していない方は受講できませんのでご注意ください。

応急手当の知識と技術の維持のために

本講習会では、応急手当の手技や基本的な知識を再確認していただける内容となっています。その他、ガイドラインの変更点を学べたり、他の受講者の指導方法を見学することで、新たな発見もあると思います。講習会を開催する機会がなく、少し知識や技術に不安がある方も、これを機に、ぜひ応急手当の普及を行ってみませんか！？

【令和6年度応急手当普及員 再講習会日程表】

開催日時	講習時間	定員	講習場所	備考
6月13日(木)	9時00分～ 12時00分	約15名	消防局3階	※応急手当普及員の認定がない方は受講できません ※ <u>令和3年度に認定された方</u> が対象です。
8月6日(火)	9時00分～ 12時00分	約15名	消防局3階	※応急手当普及員の認定がない方は受講できません ※ <u>令和3年度に認定された方</u> が対象です。
10月12日(土)	9時00分～ 12時00分	約15名	消防局3階	※応急手当普及員の認定がない方は受講できません ※ <u>令和3年度に認定された方</u> が対象です。
12月11日(水)	9時00分～ 12時00分	約15名	消防局3階	※応急手当普及員の認定がない方は受講できません ※ <u>令和3年度に認定された方</u> が対象です。

予定が変更になる場合がございますので、随時ホームページでご確認ください。

応急手当普及員 再講習会講習内容

- ・ 応急手当普及員の認定の更新をする場合、3時間の講習を受講していただく必要があります

応急手当普及員 再講習会の主な講習内容

- ◆ 心肺蘇生法、AEDの取扱い方法、その他の応急手当の指導方法

受講のお申込み・受講上の注意事項

受講のお申込み

- ◆ 受講対象となる方は、消防局から事前に登録されている住所へ文書で送付いたします。
- ◆ ご自宅もしくは所属している会社等へご案内が届きましたら、郵送もしくはメールで希望日等をご記入のうえ返送または返信願います。
- ◆ 締切りはご案内に記載のとおりです。
- ◆ 講習日の決定および講習会のカリキュラムや会場案内等は、受付を締め切り後、皆様へ郵送もしくは電話連絡いたします。

受講上の注意事項

- ◆ **講習会会場は、市役所隣の消防局**となります。
注意：米が浜通の中央消防署ではありません。
※ 講習会受付は8時45分から9時00分までとなりますので、時間厳守をお願いします。
- ◆ 有料駐車場を使用された場合、駐車場料金は自己負担となります。
- ◆ 中学生以上で、横須賀・三浦市内在住又は在勤（在学）で普及員認定者が受講対象です。
- ◆ 受講費用は無料ですが、**応急手当指導者標準テキスト（3,960円）**をお持ちいただくと効果的です。令和6年度から**消防局で販売は行いません**ので、ご自身で事前にご準備ください。（改編により値段が変更となる場合もございます。すでにお持ちの方は購入の必要はございません。）
- ◆ 受講当日に必要な物は、室内履きと筆記用具です。
- ◆ 講習会は実技中心となりますので、肌の露出が多い服やスカート等はお控えください。
- ◆ 講習会修了と認められた場合は、応急手当普及員認定証に更新年月日を入れ交付します。
- ◆ 講習会当日、開催市域において「**大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪注意報**」が発令されている場合、講習会を中止することがございますので、ご了承ください。

～感染症対策にご理解ください～

参加予定者および同居のご家族に、発熱等感染症状がある場合は、
ご参加をお控えください。

あなたも応急手当の指導者に！

講習会に関するお問い合わせは：救急課 救急指導係 （電話 046-821-6507）へ